

平成21年度経営計画

富山県信用保証協会

1 経営方針

(1) 業務環境

① 富山県の景気動向

最近の県内の景気は、前年の世界的金融危機以降、個人消費、住宅建設、設備投資、公共投資、生産等はいずれも減少もしくは低調に推移し、雇用、企業倒産も厳しい状況が続く等急速な悪化が続いており、厳しい状況にある。

先行きについては、内外経済の減速、株式・為替市場の変動、生産の減少に伴う雇用情勢の動向等が県内経済に与える影響に留意する必要がある。

② 中小企業を取り巻く環境

製造業では、原材料価格は一部で下落も見られるが、ほぼ全業種で生産、出荷の減少がみられる。

建設業では、公共投資、民間の設備投資、住宅建設ともに低調に推移し引き続き厳しい状況が続いている。

販売業では、消費者物価の下落にもかかわらず、大型小売店、新車新規登録台数、家計調査等に落ち込みが見られ、個人消費も緩やかに減少している。

(2) 業務運営方針

このような状況のなか、当協会は、厳しさを増す中小企業の経営安定、支援、育成する役割を認識して、国、県、市町村の施策の一翼を担うとともに金融機関及び商工団体等関係機関と密接な連携を図りつつ、適切な信用保証機能の発揮により、中小企業の多様な資金需要にも的確に応えつつ、「地域に信頼され、ともに歩む信用保証協会」を目指し、以下の行動指針の下、次の主要項目に積極的に取り組む。

【行動指針】

- ① 企業の実態把握を重視し、中小企業者をはじめ金融機関、関係機関等利用先の期待に誠実に応えることにより、強固な信頼関係の構築に努める。
- ② 中小企業のニーズに即した保証サービスの拡充等により、満足度の向上に努める。
- ③ 利用先の立場で誠実かつ丁寧な対応に心がける。

【主要項目】

- ① 政策保証や多様化する資金調達に資する保証の積極的な推進
 - ・ 「原材料価格高騰対応等緊急保証」をはじめとするセーフティネット保証に積極的に取り組む。
 - ・ 国、自治体が実施する新たな政策保証や制度保証に関して、説明会の開催やホームページ等により周知と推進に努める。
 - ・ 「特定社債保証」、「流動資産担保融資保証」等資金調達の多様化や不動産担保に依存しない保証等の推進に努める。
 - ・ 中小企業者の資金調達の円滑化・多様化に資するため、「予約保証」、「新株予約権付保証」及び「一括支払契約保証」の周知と推進に努める。
 - ・ 中小企業の保証ニーズの適切な把握に努め、地域実情に応じた保証サービスを検討する。

② 経営支援、再生支援の充実・強化

- ・ 実地調査や面談を積極的に行い、実情に即した保証業務に努める。
- ・ 関係機関の実施する相談会等に積極的に参加する。
- ・ 企業再生チームによる経営改善計画や事業再生計画の作成、検証、助言、再生支援関係保証による支援等企業再生に積極的に取り組む。
- ・ 県再生支援協議会と定期的な情報交換を行い、再生支援を積極的に進める。
- ・ 実地調査、面談能力向上のための内部研修体制を確立する。
- ・ 再生支援に向けた貸出債権の譲受業務については、全国的な検討状況等を踏まえて適切に対応する。
- ・ 中小企業診断士の養成、目利き能力の向上等、計画的に人材の育成に努める。

③ 利便性の向上に向けた努力

- ・ 金融機関営業店や中小企業者への適時適切な情報発信を行うための体制構築を検討する。
- ・ 保証審査における迅速化、効率化に向けて、情報の共有化や事務改善について、金融機関とも協議し取り組む。
- ・ 出前説明会等きめ細かい積極的な広報活動に努める。
- ・ 利用先等の意見、要望等に迅速かつ丁寧に対応する。
- ・ 保証日より(月報)、ホームページの充実を図る。
- ・ 保証協会団体信用生命保険を取り扱う。

④ 期中管理の充実・強化

- ・ 金融機関向けの研修会等にて「約定書」の基本理念と解釈等の周知に努める。
- ・ 大口等特定先企業の決算書を取り受け、必要に応じ面談や実地調査等により業況を把握し、経営安定のための支援に努める。
- ・ 事故報告書が未提出の金融機関に対して、早期に企業実態の把握を依頼するとともに、金融機関と連携しながら条件変更等による早期正常化に努める。
- ・ 再生が可能と認められる企業については、再生支援チーム及び県再生支援協議会との連携による再生の打診、支援に努める。

⑤ 回収の充実・効率化

- ・ 保証協会債権回収(株)への回収委託を増加し、より効率的な回収を推進する。
- ・ 少額分割弁済先については、一括弁済を推進する。
- ・ 不動産担保処分については、早期かつ適正な価格での処分を推進する。
- ・ 分割弁済履行状況の確認を徹底し、不履行先については、夜間督促等で確実な履行を促す。
- ・ 定期的に求償権の実態把握に努め、求償権の管理事務停止及び整理を計画的に進める。

⑥ コンプライアンス体制の充実・強化

- ・ コンプライアンス実施計画に基づく点検、研修等を徹底する。
- ・ 反社会的勢力等の排除のため、情報の共有化、研修等を進める。
- ・ 顧客の企業情報や個人情報保護を徹底するため、個人データの取扱状況の点検及び監査実施計画に基づく点検、監査等を実施する。
- ・ 内部検査を適時適正に実施する。
- ・ 規程等の整備・見直しを適時適切に行うとともに、その周知を徹底する。
- ・ 天災、人災を含む緊急事態に、迅速かつ適切に対応することができる体制を整備する。

⑦ 運営体制の充実・強化

- ・ ホームページや電算システムの充実、ディスクロージャー誌の発行等により適時適切な情報提供と情報公開の徹底に努める。
- ・ 研修体制を充実し、継続的な人材育成を推進するとともに、自主研修や資格取得等の支援の拡充を図る。
- ・ 福利厚生事業の充実を図ることなどにより安全で快適な職場環境づくりに努めるとともに、職員の健康づくりを支援する。
- ・ 業務の見直しなどにより経費の節減に努めるとともに、債券の格付や金融機関の決算数値等の確認により、安全かつ有利な資金運用に努める。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

- ・ 厳しい経営環境にある中小企業者を支援するため、セーフティネット保証、政策保証及び資金調達の多様化に資する各種保証制度を積極的に推進する必要がある。
- ・ 中小企業者の保証ニーズの適切な把握に努め、地域実情に応じた保証サービスを提供する必要がある。

(2) 具体的な課題

- ① セーフティネット保証、政策保証及び資金調達の多様化に資する各種保証制度の積極的な推進
- ② 相談機能の充実
- ③ 保証審査の迅速化、円滑化及び利便性の向上

(3) 課題解消のための方策

- ① セーフティネット保証、政策保証及び資金調達の多様化に資する各種保証制度の積極的な推進
 - ・ 「原材料価格高騰対応等緊急保証」及びこれに対応する県、市制度の利用を促すなど積極的に対応する。
- ② 相談機能の充実
 - ・ 面談や実地調査を積極的に行い、適切な実態把握、経営支援に努める。
 - ・ 関係機関の実施する相談会等に積極的に参加する。
 - ・ 目利き講座の受講、中小企業診断士による内部研修により実地調査、面談能力及び審査能力の向上に努める。
 - ・ 中小企業診断士による経営相談体制を構築する。
- ③ 保証審査の迅速化、円滑化及び利便性の向上
 - ・ 適時、事務の見直し、改善を行うとともに金融機関との情報共有化を推進し、保証の迅速化、効率化に努める。
 - ・ CRD等を活用し、更なる審査の質的向上と効率化に努める。
 - ・ 保証協会団体信用生命保険を取り扱う。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

- ・ 経営支援、再生支援の充実を図る必要がある。
- ・ 「約定書例の解説と解釈指針」に基づき適正な期中管理を徹底する必要がある。
- ・ 大口等特定先企業については、継続的に業況の把握に努める必要がある。
- ・ 延滞企業の早期把握に努め、金融機関と連携し早期正常化や適正な債務の管理に努める必要がある。

(2) 具体的な課題

- ① 経営支援、再生支援の充実
- ② 「約定書例の解説と解釈指針」の遵守とその周知
- ③ 金融機関に対する保証付融資の適正な管理の要請
- ④ 業況悪化懸念企業等の早期把握と早期正常化

(3) 課題解消のための方策

- ① 経営支援、再生支援の充実
 - ・ 企業再生チームによる経営改善計画や事業再生計画の作成、検証、助言、再生支援関係保証による支援等、企業再生に積極的に取り組む。
 - ・ 県再生支援協議会と定期的な情報交換を行い、再生支援を積極的に進める。
 - ・ 再生支援に向けた貸出債権の譲受業務については、全国的な検討状況等を踏まえて適切に対応する。
 - ・ 再生が可能と認められる中小企業者については、金融機関や県再生支援協議会と連携し再生の打診、支援に努める。
 - ・ 再生支援のための経営相談や保証を積極的に推進する。
- ② 「約定書例の解説と解釈指針」の遵守とその周知
 - ・ 協会内関係部署による事例検討会等により「約定書例の解説と解釈指針」の理解を深め、共有化を図る。
 - ・ 保証業務講座、説明会等において、金融機関に対し「約定書」の基本理念の解釈等の周知を図るとともに、事例の配布等により認識の共有化を促進する。
- ③ 金融機関に対する保証付融資の適正な管理の要請
 - ・ 期中管理や各種手続きの遵守徹底を図るため、説明会や保証業務講座等により周知する。また、必要に応じて個別金融機関の本部と協議し、改善の要請に努める。
 - ・ 事故報告書が未提出の金融機関に対して、早期に企業実態の把握を依頼するとともに、金融機関と連携しながら条件変更等による早期正常化に努める。
- ④ 業況悪化懸念企業等の早期把握と早期正常化
 - ・ 業況悪化懸念企業や延滞先企業については、速やかに面談や実地調査のうえ、金融機関と連携し、経営改善計画や事業再生計画作成の助言をするなどし、正常化を支援する。
 - ・ 大口の特定保証企業については、每期決算書を取り受けし、業況の把握に努め、必要に応じ適切な助言、経営支援を行う。

【回収部門】

(1) 現状認識

- ・ 求償権の回収環境は、年々厳しさを増していくものと見込まれ、個別求償権の実態の把握に努める必要がある。
- ・ 個別求償権の状況に応じ、保証協会債権回収㈱とも連携し、回収の強化に取り組む必要がある。
- ・ 回収見込みのない求償権の管理事務停止、整理の積極的な促進などにより求償権の効率的な管理を図る必要がある。

(2) 具体的な課題

- ① 求償権の適切な状況把握
- ② 一括回収の促進、担保処分の促進
- ③ 分割弁済不履行先の督促強化
- ④ 保証協会債権回収㈱の活用
- ⑤ 求償権の効率的な管理

(3) 課題解消のための方策

- ① 求償権の適切な状況把握
 - ・ 面談等により現状把握に努めるとともに、交渉を積極的に行う。
- ② 一括回収、担保処分の促進
 - ・ 少額分割弁済先に対しては、一括弁済の折衝に取り組む。
 - ・ 競売申立や競売物件情報の周知に努める等、早期処分に積極的に取り組む。
- ③ 分割弁済不履行先の督促強化
 - ・ 不履行先に対しては、夜間を含めた来協依頼や訪問等による交渉に積極的に取り組む。
- ④ 保証協会債権回収㈱の活用
 - ・ 無担保求償権に加え、担保付求償権のうち、無担保化した求償権を回収委託する。
 - ・ 遠隔地求償権先の状況把握に努め、必要に応じ保証協会債権回収㈱に求償権を回収委託する。
- ⑤ 求償権の効率的な管理
 - ・ 求償権を効率的に管理するため、回収見込みのない求償権に対しては、引き続き管理事務停止手続き及び求償権整理を積極的に進める。

【コンプライアンス部門】

(1) 現状認識

- ・ コンプライアンス体制等の充実・強化を図り、公的保証機関としての一層の信頼の確立に努める必要がある。
- ・ 緊急事態への迅速かつ適切な対応ができる体制づくりに努める必要がある。

(2) 具体的な課題

- ① コンプライアンス体制の充実・強化
- ② 危機管理体制の強化
- ③ 運営規律の充実

(3) 課題解消のための方策

- ① コンプライアンス体制の充実・強化
 - ・ コンプライアンス実施計画に基づく点検、研修等を徹底する。
 - ・ 反社会的勢力等の排除のため、反社会的勢力等に関する情報の共有化を進めるとともに、研修の強化に努める。
 - ・ 顧客の企業情報や個人情報の保護を徹底するため、個人データの取扱状況の点検及び監査実施計画に基づく点検、監査等を実施する。
 - ・ 倫理憲章や行動指針の徹底を図る。
- ② 危機管理体制の充実
 - ・ 天災、人災を含む緊急事態に、適切に対応できるよう、危機管理体制を絶えず点検し、体制の強化に努める。
 - ・ 苦情処理体制の充実に努める。
- ③ 運営規律の充実
 - ・ 業務の多様化、複雑化高度化などから対応の迅速化を図るため、引き続き手順書や規程の整備を進める。
 - ・ 内部検査を適時適正に実施する。

【企画総務部門】

(1) 現状認識

- ・ 中小企業者のニーズを的確に把握し、きめ細かなサービスの提供に努める必要がある。
- ・ 利用しやすく、わかりやすい双方向型の広報活動に努める必要がある。
- ・ 透明性を高めるため、適時適切に情報提供ができるよう、情報公開や電算システムの充実に努める必要がある。
- ・ 利用者の期待に応え業務の迅速かつ適正な処理ができるよう、人材育成による専門的能力の向上を図るとともに、接遇や相談体制の充実に努める必要がある。
- ・ 職員の健康管理に留意し、安心して働ける職場環境づくりを進める必要がある。
- ・ 協会の持続的な安定経営に向け、より一層の運営基盤の充実を図る必要がある。

(2) 具体的な課題

- ① 中小企業者、金融機関商工団体等の要望に応える広報活動
- ② 各種保証制度の積極的な活用に向けたきめ細かな周知
- ③ 中小企業者へのきめ細かなサービスの提供
- ④ 情報提供のための情報公開の徹底や電算システムの充実

- ⑤ 人材の育成による信頼される職場づくり
- ⑥ 活力ある職場づくり
- ⑦ 運営基盤の確立

(3) 課題解消のための方策

- ① 中小企業者、金融機関商工団体等の要望に応える広報活動
 - ・ 中小企業、金融機関等に対するアンケートを実施する。
 - ・ 個別説明会や保証業務講座を積極的に開催する。
 - ・ 保証だより（月報）、ホームページの充実を図る。
- ② 各種保証制度の積極的な活用に向けたきめ細かな周知
 - ・ 国、自治体が実施する新たな政策保証や制度保証の周知と推進に努める。
 - ・ 「特定社債保証」、「流動資産担保融資保証」等の資金調達の多様化や不動産担保に依存しない保証等の周知と推進に努める。
 - ・ 中小企業者の資金調達の多様化に資するため、「予約保証」、「新株予約権付保証」及び「一括支払契約保証」の周知と推進を図る。
- ③ 中小企業者へのきめ細かなサービスの提供
 - ・ 県、市町村、金融機関、商工団体等と連携し、相談会等に積極的に参加する。
 - ・ 経済団体や業界団体等主催の研修会へ積極的に参加する。
 - ・ 商工会等が主催する1日経営相談会に積極的に参加する。
 - ・ 経済講演会を開催する。
- ④ 情報提供のための情報公開の徹底や電算システムの充実
 - ・ ホームページによる情報公開の徹底を図る。
 - ・ ディスクロージャー誌を発行する。
 - ・ 電算システムの活用等により統計資料の早期整備に努め、対外サービスの向上を図る。
- ⑤ 人材の育成による信頼される職場づくり
 - ・ 中小企業診断士や目利き能力のある人材育成に努める。
 - ・ 研修体制の充実を図るとともに、職員の自主研修や資格取得支援を拡充する。
 - ・ 各種講演会や外部団体との交流の機会等を図り、職員の資質の向上に努める。
 - ・ 接遇やCS等の研修によりコミュニケーション能力の向上に努める。
- ⑥ 活力ある職場づくり
 - ・ 衛生委員会を通して職員の健康管理の充実や職場環境の改善に努め、健康で活気ある職場づくりを進める。
 - ・ 職員が利用しやすいよう福利厚生事業の見直し、充実に努める。
 - ・ 職員の地域等における社会貢献活動の支援に努める。
- ⑦ 運営基盤の確立
 - ・ 安定的な運営が図られるよう、収支の改善や国、県、市等の支援措置の確保に努める。
 - ・ 資金運用計画に基づき安全、有利な資金運用に努める。
 - ・ 事務の合理化やコスト意識を持って経費節減に努める。

3 事業計画

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	積算の根拠(考え方)
保証承諾	158,500	146.8	100.8	<ul style="list-style-type: none"> ・保証承諾 引き続き原材料価格高騰対応等緊急保証制度等の利用が活発であると見込み、20年度並の水準を見込んだ。 ・代位弁済 厳しい経営環境等を踏まえ20年度実績見込みの5%増を見込んだ。 ・実際回収 景気の悪化に伴い地価の一層の下落傾向が懸念され、物件処分による配当が期待できないが、一括回収の促進や保証協会債権回収(株)の活用等により、20年度計画と同額の15億円を見込んだ。
保証債務残高	308,500	108.2	101.6	
保証債務平均 残高	305,900	108.6	108.9	
代位弁済	9,500	190.0	105.1	
実際回収	1,500	100.0	100.0	
求償権残高	2,610	309.6	102.4	

4-1 収支計画(全体)

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,384	112.8	97.4	1.11
保証料	2,887	112.7	95.8	0.94
運用資産収入	216	96.0	87.4	0.07
責任共有負担金	70	—	—	0.02
その他	211	98.1	100.0	0.07
経常支出	2,333	94.9	101.8	0.76
業務費	790	101.5	95.1	0.26
借入金利息	0	—	—	—
信用保険料	1,543	96.9	112.4	0.50
雑支出	0	—	—	—
経常収支差額	1,051	193.9	88.9	0.34
経常外収入	10,094	156.9	121.9	3.30
償却求償権回収金	210	84.3	112.9	0.07
責任準備金戻入	1,944	112.6	113.3	0.64
求償権償却準備金戻入	586	296.0	281.7	0.19
求償権補填金戻入	7,354	172.5	119.2	2.40
その他	0	—	—	—
経常外支出	11,510	165.5	119.1	3.76
求償権償却	8,935	176.7	125.2	2.92
責任準備金繰入	1,976	113.6	101.6	0.65
求償権償却準備金繰入	599	376.7	102.2	0.20
その他	0	—	—	—
経常外収支差額	△ 1,416	272.8	102.3	△ 0.46
金融安定化特別基金取崩額	59	80.8	115.7	0.02
制度改革促進基金取崩額	—	—	—	—
当期収支差額	△ 306	△ 318.8	204.0	△ 0.10
収支差額変動準備金繰入額	—	—	—	—
収支差額変動準備金取崩額	306	—	204.0	△ 0.10
基金準備金繰入額	—	—	—	—
基金準備金取崩額	—	—	—	—
金融安定化特別基金繰入額	—	—	—	—
基金取崩額	—	—	—	—

積算の根拠(考え方)

- 「保証料」については、原材料等価格高騰対応等緊急保証等の弾力化対象外保証及び自治体制度等の弾力化対象保証それぞれの保証料率別の保証承諾見込額を加味して算出した。
- 「信用保険料」については、保険料率別の平成 21 年度の保証債務平均残高見込の割合を参考に算出した。
- 「責任準備金繰入」については、平成 21 年度末の保証債務残高見込額及び 90 日超期限経過債務見込額を参考に所定の割合で算出した。
- 「求償権償却」、「求償権補填金戻入」及び「求償権償却準備金繰入」については、平成 20 年度の見込率を参考に算出した。

4-2 収支計画(特別会計)

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
経常収入	32	133.3	84.4
保証料	29	152.6	87.9
預け金利息	2	66.7	66.7
雑収入	1	50.0	50.0
その他	0	—	—
経常支出	30	56.6	85.7
業務費	25	55.6	89.3
信用保険料	5	62.5	71.4
経常収支差額	2	△ 6.9	66.7
経常外収入	357	204.0	80.7
償却求償権回収金	18	46.2	100.0
責任準備金戻入	24	100.0	96.0
求償権償却準備金戻入	19	271.4	633.3
求償権補填金戻入	296	281.9	122.3
経常外支出	417	190.4	121.9
求償権償却	378	198.9	126.4
責任準備金繰入	19	95.0	79.2
求償権償却準備金繰入	20	222.2	105.3
経常外収支差額	△ 60	136.4	111.1
当期収支差額	△ 59	80.8	115.7
金融安定化特別基金繰入額	—	—	—
金融安定化特別基金取崩額	59	80.8	115.7
金融安定化特別会計収支差額累計額	△ 467	106.4	114.5

積算の根拠(考え方)

○特別会計の収支については、全体に占める特別会計の割合等を参考に算出した。

5 財務計画

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
金 年 度 機 関 中 出 等 捐 負 担 金	県	-	-	-
	市 町 村	-	-	-
	金 融 機 関 等	-	-	-
	合 計	-	-	-
基金取崩		-	-	-
基金準備金繰入		-	-	-
基金準備金取崩		-	-	-
金融安定化特別基金繰入		-	-	-
金融安定化特別基金取崩		59	80.8	115.7
期 末 基 本 財 産	基 金	4,985	100.0	100.0
	基金準備金	9,325	100.3	100.0
	金融安定化特別基金	1,373	98.1	95.9
	合 計	15,683	100.0	99.6

制度改革促進基金造成		-	-
制度改革促進基金取崩	-	-	-
制度改革促進基金期末残高	418	-	-

収支差額変動準備金繰入	-	-	-
収支差額変動準備金取崩	306	-	204.0
収支差額変動準備金期末残高	3,184	87.5	91.2

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助			-	-
基金補助金			-	-
地方公共団体からの財政援助		538	94.6	112.3
保証料補給 (「保証料」計上分)		-	-	-
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		180	101.1	101.1
損失補償補填金		358	91.6	118.9
事務補助金 (保証料補給分を除く)		-	-	-
借入金運用益		-	-	-
責任共有負担金		70	-	-

積算の根拠(考え方)	
<p>○基本財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な収支を確保し、継続的な造成に努める。 <p>○制度改革促進基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度末残高見込は418百万円であるが、平成21年度の国からの財政援助は不明のため、期末残高は20年度と同額とした。 	

6 経営諸比率

平成21年度

(単位:%)

項目	算式	比率	対前年度 計画比増減	対前年度 実績見込比 増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.94	0.03	△ 0.13
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.07	△ 0.01	△ 0.02
経費率	経費(業務費＋雑支出)／保証債務平均残高	0.26	△ 0.05	△ 0.06
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.16	△ 0.01	△ 0.01
(物件費率)	物件費(経費－人件費)／保証債務平均残高	0.10	△ 0.04	△ 0.05
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.50	△ 0.07	0.01
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	7.87	△ 0.81	△ 0.18
固定比率	事業用不動産／基本財産	0.29	△ 0.02	△ 0.02
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	31.79	0.01	0.12
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	12.80	8.44	0.33
		2,607百万円	/	
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	19.67 倍	/	
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	3.11	1.34	△ 0.11
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	4.22	1.35	0.01

(注)1 基本財産は、決算処理後のものである。

2 求償権による基本財産固定率の比率欄の下端数値は、年度末の求償権残高である。